

いのち満ちる 農^{みのり}の里あつま 大いなる田園の町

策定経過資料



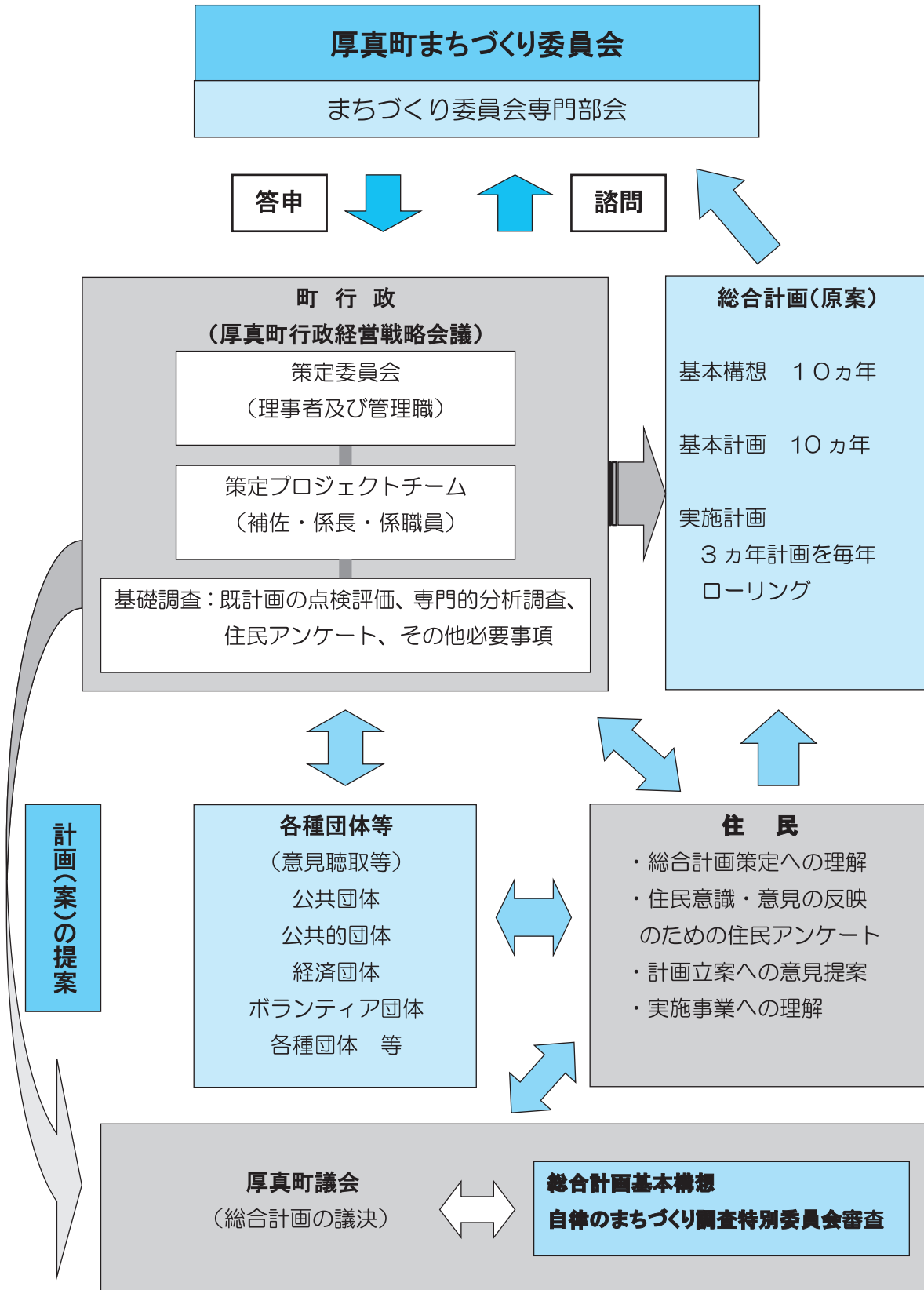
1. 第3次厚真町総合計画策定経過

日付	開催内容
16.04.01	・町企画調整部に総合計画策定室設置
07.08	・新総合計画策定方針決定
	・総合計画策定委員会設置
	・総合計画策定プロジェクトチーム設置
07.27	・第1回策定委員会（発会式）
08.01	・プロジェクトチーム委員辞令交付
08.08	・プロジェクトチーム全体会議（発会式）
09.01	・総合計画策定業務委託契約（委託先：エリア・マネジメント・サービス株式会社）
09.17	・プロジェクトチーム全体会議
09.21～	・プロジェクトチーム各部会検討会議
09.27	・第2回策定委員会
10.05	・町民アンケート調査実施
	・総合計画ホームページオープン
11.25	・第3回策定委員会
12.10	・広報あつま12月号に町民アンケート自由意見掲載（第1回）
12.14	・キーパーソン調査
12.24	・広報あつま1月号に町民アンケート自由意見掲載（第2回）
17.02.01	・町内各種団体意向調査
02.10	・広報あつま2月号でまちづくりアイデア募集
03.22	・まちづくり講演会開催（コミュニティビジネス総合研究所所長 細内信孝氏）
03.25	・町民アンケート結果概要版配布
04.22	・第4回策定委員会
	・プロジェクトチーム全体会議
04.27	・プロジェクトチーム委員長会議
05.13～	・プロジェクトチーム各部会検討会議
05.25	
05.31	・町内各種団体意向調査最終結果公表
06.22	・小中学生が描く未来のあつま絵画・作文募集
07.06	・新総合計画町長インタビュー
07.12	・自律のまちづくり調査特別委員会事務調査
09.07	・まちづくり委員会開催
09.27～	・プロジェクトチーム各部会検討会議
09.29	

日 付	開 催 内 容
11.07	・小中学生が描く未来のあつま絵画・作文審査会、優秀作品決定
12.06～ 12.09	・プロジェクトチーム各部会検討会議
18.02.09 02.10 02.16 02.22 02.24 02.28	<ul style="list-style-type: none"> ・自律のまちづくり調査特別委員会事務調査 ・まちづくり委員会「第3次厚真町総合計画(案)」諮問 ・まちづくり委員会部会設置 (2部会) ・第3次厚真町総合計画(案)に対する町民からの意見募集 ・まちづくり委員会専門部会 (環境・経済部会、人材・行政部会) ・まちづくり委員会専門部会 (環境・経済部会) ・まちづくり委員会専門部会 (人材・行政部会) ・まちづくり委員会総括部会 ・まちづくり委員会「第3次厚真町総合計画(案)」答申
03.07 03.10 03.14 03.17	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例議会議案提出 ・自律のまちづくり調査特別委員会付託 ・自律のまちづくり調査特別委員会審議 ・自律のまちづくり調査特別委員会決議 (原案のとおり可決することに決定) ・第1回定例議会に自律のまちづくり調査特別委員会より報告がなされ原案可決
04.05	・第3次厚真町総合計画基本計画決定



2. 第3次厚真町総合計画策定体制



3. 厚真町まちづくり委員会条例

○厚真町まちづくり委員会条例

昭和49年3月13日

条例第26号

(設置)

第1条 本町の社会、文化及び産業等に関する新しいまちづくり計画を樹立し、その完遂を期するため、厚真町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて町の新しいまちづくりについて審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町教育委員会委員
- (3) 町農業委員会委員
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) その他学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 厚真町総合計画策定審議会条例(昭和46年条例第10号)は、廃止する。

4. 厚真町まちづくり委員会

任期：H16.8.1～H18.7.31

氏名	関係団体及び学識経験者等（順不同）	委員区分	住所
松平 功	厚真町議会副議長	1号委員	高丘
宮西 政志	厚真町教育委員会委員長	2号委員	軽舞
◎高橋 茂	厚真町農業委員会会長職務代理	3号委員	宇隆
折坂 哲雄	とまこまい広域農業協同組合 厚真地区担当理事	4号委員	軽舞
本瀬 吉英	胆振東森林組合長		表町
岡部 純	厚真町商工会長		京町
森田 定一	厚真町社会福祉協議会長		宇隆
森本 寿夫	学識経験者	5号委員	本郷
小納谷 誠司	〃		表町
木戸 嘉則	〃		共和
○阿蘇 美紀子	〃		上厚真
齊藤 真吾	〃		軽舞
矢部 励	〃		本郷
河村 美枝子	〃		軽舞

◎委員長 ○副委員長

■委員区分

- 1号委員～町議会議員
- 2号委員～町教育委員
- 3号委員～町農業委員
- 4号委員～公共的団体の代表者
- 5号委員～その他学識経験を有する者

5. 厚真町総合計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 厚真町（新または第三次）総合計画案（以下「総合計画」という。）を策定するため、厚真町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 この委員会に付する事項は次のとおりとする。

- (1)総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、助役を委員長とし、全管理職を委員とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、随時関係者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 この委員会の事務局は、企画調整部総合計画策定室に置く。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

6. 厚真町総合計画策定委員会

1 委員長	助 役	畑 嶋 征 二
2 委 員	教 育 長	幅 田 敏 夫
	総務民生部長	山 田 政 紀
	企画調整部長	馬 場 和 弘
	経済部長	前 田 正 行
	建設部長	上 田 俊 行
	総務民生部次長	古 川 元 三
	総務課長	兵 頭 利 彦
	財政税務課長	(総務民生部長兼務)
	町民課長	中 田 敏 文
	保健福祉課長	清 水 俊 宣
	保健福祉課参事	加 藤 恒 光
	上厚真支所長	齋 藤 晃
	企画調整課長	(企画調整部長兼務)
	企業誘致課長	加賀谷 幸 廣
	農業振興課長	佐々木 弘
	商工経済課長	三 好 修
	大規模開発推進室長	(経済部長兼務)
	大規模開発推進室参事	遠 藤 賢 一

大規模開発推進室参事	当田昭則		
交流促進センター運営管理室長	(経済部長兼務)		
交流促進センター運営管理室参事	宮澤正明		
土木課長	(建設部長兼務)		
都市施設課長	西尾茂		
区画整理室長	(建設部長兼務)		
会計室長	佐藤好正		
議会事務局長	(総務民生部次長兼務)		
農業委員会事務局長	本多範行		
学校管理課長	紺屋勝美		
社会教育課長	長橋政徳		
学校給食センター長	(学校管理課長兼務)		
事務局長	総合計画策定室長	馬場和弘	
事務局員	総合計画策定室参事	近藤泰行	副参事 土居和一
事務局員	総合計画策定室主査	佐藤照美	主査 若林修一
事務局員	総合計画策定室主査	大坪秀幸	

7. 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 厚真町（新または第三次）総合計画案（以下「総合計画」という。）を策定するため、厚真町総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 このプロジェクトチームに付する事項は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、専門委員会と総括委員会で構成する。

- 2 専門委員会は、保健福祉、生活環境、教育文化、産業経済、行財政推進の5委員会とし、課長補佐、係長、係職の中からそれぞれ8名を町長が選任する。
- 3 各委員会に、委員長及び書記（委員の互選）を置く。
- 4 総括委員会は、各専門委員会の代表2名（各委員長及び書記）により構成する。

(会議)

第4条 各委員会は、所管各委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、随時関係者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 この委員会の事務局は、企画調整部総合計画策定室に置く。

附則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

8. 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム

1 総括委員会 各専門 (5) 委員会の代表2名からなる10名の委員会構成による。

2 保健福祉委員会チーム委員

保健福祉課健康支援係長	津田祥子	
保健福祉課子育て支援係長	細井恵子	
保健福祉課医療給付係長	木戸知二	
都市施設課建築係長	森本雅彦	
総務課管財防災係長	遠藤義浩 (委員長)	
保健福祉課健康管理係長	青木雅人	
保健福祉課福祉係長	加藤克彦	
保健福祉課健康支援係	小関逸弥 (書記)	8名

3 生活環境委員会チーム委員

町民課課長補佐	長谷川栄治 (委員長)	
都市施設課下水道調整係長	小松豊直 (書記)	
町民課戸籍住民係長	上田敦子	
都市施設課水道係長	酒井精司	
都市施設課住宅係長	吉田良行	
保健福祉課介護保険係長	伴裕美子	
町民課交通防犯係長	佐伯智	
学校管理課学校管理係	中島壮一	8名

4 教育文化委員会チーム委員

土木課管理係長	中田匡	
議会事務局議事係長	橋本欣哉 (書記)	
商工経済課水産係長	押見正敏	
会計室会計係長	当田美範	
社会教育課社会教育係長	森田正樹	
学校管理課学校管理係長	高安正 (委員長)	
都市施設課下水道施設係長	佐藤義彦	
総務課広報広聴係	藤本香織	8名

5 産業経済委員会チーム委員

区画整理室副参事	新飯田治 (委員長)	
農業振興課農業企画係長	中川信行 (書記)	
土木課道路係長	岩田善行	
都市施設課都市計画係長	真壁英明	
農業振興課農政係長	西野和博	
商工経済課林務係長	齋藤雪美	
社会教育課体育振興係長	中井徹	

町民課戸籍住民係 佐々木 春 香 8名

6 行財政推進委員会チーム委員

財政税務課長補佐	宮 坂 尚市朗 (委員長)	
財政税務課賦課係長	佐 藤 忠 美	
保健福祉課主査	松 田 敏 彦	
総務課総務係長	遠 藤 秀 明 (書記)	
土木課用地係長	伊 藤 文 彦	
総務課広報広聴係長	木 戸 達 也	
保健福祉課介護保険係	山 村 知 美	
会計室会計係	中 田 倫 子	8名

7 各委員会事務局 企画調整部総合計画策定室

	事務局長	室 長	馬 場 和 弘
(総括担当)	事務局員	参 事	近 藤 泰 行
(総括担当)	事務局員	主 査	大 坪 秀 幸
(生環担当)	事務局員	主 査	若 林 修 一
(教文担当)	事務局員	主 査	大 坪 秀 幸
(産経担当)	事務局員	主 査	若 林 修 一
(保福担当)	事務局員	副参事	土 居 和 一
(行財担当)	事務局員	主 査	佐 藤 照 美

9. 第3次厚真町総合計画案に係る諮問

厚 総 計 号
平成18年2月10日

厚真町まちづくり委員会
委員長 高 橋 茂 様

厚真町長 藤 原 正 幸

第3次厚真町総合計画 (案) について (諮問)

第3次厚真町総合計画を定めるにあたり、別紙のとおり計画 (案) を策定しましたので、まちづくり委員会の意見をいただきたく、諮問いたします。

(企画調整部総合計画策定室)

10. 第3次厚真町総合計画案に係る答申

平成18年2月28日

厚真町長 藤原正幸様

厚真町まちづくり委員会

委員長 高橋 茂

第3次厚真町総合計画（案）について（答申）

平成18年2月10日付けをもって諮問のあった第3次厚真町総合計画（案）については、2つの部会（環境・経済部会、人材・行政部会）と全体委員会を通じて慎重審議の結果、これを適当と認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 社会・経済の構造改革が進み激しく変化している状況をふまえ、全町民の英知と力を結集して協働によるまちづくりを進め、活力ある地域社会の実現に最大限の努力をすること。
- 2 計画推進にあたっては、協働の精神の醸成と町民のまちづくりへの参加が重要となります。したがって、本計画の主旨、内容の周知など情報発信に努めるとともに、情勢変化に対応する効果的かつ積極的な施策の展開を図り、町民が安心・安定する生活を実現すること。
- 3 少子・高齢化や国際化の進展等に機敏に対応し、個性と活力がある地域社会の建設を進め、魅力ある定住環境の創出を図ること。
- 4 国の社会・経済構造改革の進展によって、地方財政状況の変化等、町の財政は厳しい状況となることが予想されるため、今後は限られた財源と人的資源を最大限活かし、目標となるまちづくりの重要政策の実現に向け、効率・効果的で、かつ重点的な施策展開を図ること。
また、地方分権の推進、三位一体改革など、基礎自治体としての簡素で効率的な地方経営を実現するため、厚真町第3次行政改革大綱と集中改革プランを着実に推進すること。
- 5 第3次厚真町総合計画の推進にあたっては、本委員会の2つの専門部会の意見（別紙のとおり）に十分留意し、計画を着実に推進すること。

以上

第3次厚真町総合計画

平成18年6月 発行

発 行 北海道厚真町

印 刷 千歳印刷株式会社
